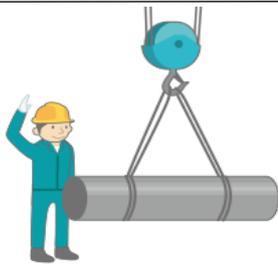


資格証の携帯

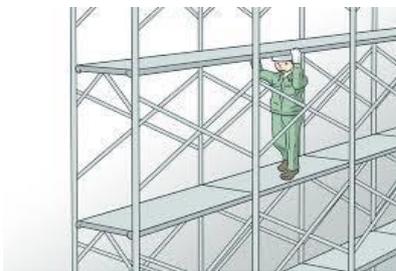
クレーン作業や特別教育などの資格を有する作業では資格証を携帯しなければなりません。資格以外にも、弊社では一人親方労災保険を職人さん全員に加入してもらっています。



電動丸鋸の使用には【丸のこ等取り扱い作業従事者教育】が必要です。現場入場時には資格証を忘れずに携帯しましょう。



玉掛作業には玉掛け技能講習及び玉掛け特別教育の資格が必要です。資格証の確認と資格修得者のみの作業を徹底しましょう。



高さ2メートル以上の足場の組立、作業などでは特別教育が必要です。高所作業は危険を伴う作業です。資格証と安全作業を忘れずに。



作業中のケガは労働災害保険が適用されます。弊社の職人さんは一人親方になるため、一人親方労働者災害補償保険に加入しています。会員証の携帯も義務づけています。